



旭市の教育に関する大綱

大綱の期間 平成28年度～平成31年度

はじめに

平成27年4月の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正の施行に伴い、地方公共団体の長は、地域の実情に応じ、教育、学術、文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めた「教育に関する大綱」を策定することとなりました。この策定にあたり、総合教育会議において、ふるさと教育の必要性や重要性を共有し、教育委員会と協議、検討を重ね、将来を担う子どもたちに向けた「旭市の教育に関する大綱」を策定いたしました。

私は、少子化により人口減少が進む中で、教育こそがまちづくりの原点であると考えております。旭で生まれた子どもたちが、ふるさとを愛し、夢や目標の実現のために努力をして、学力や体力、豊かな人間性を身につけて、本市の将来を担ってくれることを期待しております。

そのためにも、安全安心な施設の整備、特色ある学校づくりや個に応じた指導の充実、さらに旭市の歴史・文化に触れる機会の提供など、より良い教育環境を整えていきたいと考えております。

この大綱を旭市の教育の柱として、施策の着実な推進を図るとともに、市民の思いを大切にしながら、教育委員会と連携して、本市教育行政のさらなる充実に向け全力で取り組んでまいります。

平成28年4月

旭市長 明智 忠直

I 基本理念

～旭に学び、育ち、旭を誇りに思うひとづくり～

現代は、新しい知識・情報・技術が、社会のあらゆる分野での活動の基盤として飛躍的に重要性を増しています。また、家族形態、地域との関わりも大きく変わり、価値観やライフスタイルの多様化などが一段と進んでいます。このような変化の激しい時代を担う子どもたちに必要な能力こそが「生きる力」です。「生きる力」の3つの要素である確かな学力、豊かな心、健やかな体の知・徳・体をバランスよく育てる教育が、将来を担う子どもたちにとって必要です。

旭市は、豊かな自然の恵み、各地域に受け継がれる歴史・文化・伝統、そして、多くの先人のたゆまぬ努力によって築かれたまちです。この素晴らしい郷土に生まれ、育ち、教育を受ける全ての子どもたちに、ふるさと旭を愛し、誇りに思うことができる教育を進めることが大切です。そして、旭で学んだ子どもたちが、未来の旭を担ってくれることを、さらに、わが国の発展に貢献し、世界に向けてはばたいてくれることを期待し、5つの重点目標を定めて教育活動を推進します。

Ⅱ 重点目標

(1) ふるさと旭に誇りをもち、世界にはばたく人を育みます

- ①ふるさと旭の誇る豊かな自然環境や歴史的遺産を生かし、子どもたちの人間性や郷土愛を育む教育を推進します。
- ②国際社会で活躍できる広い視野をもった人を育むために、主体性・積極性やコミュニケーション能力等を伸ばす教育を推進します。

(2) 確かな学力と生涯にわたり自ら学ぶ姿勢を身につけた人を育みます

- ①自ら学び、思考し、表現する力を育むために、個に応じたきめ細かな指導により、基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を図ります。また、言語活動や体験活動を積極的に取り入れ、問題解決的な学習の充実を図ります。
- ②社会における自らの役割や将来の生き方について考え、より高い目標に向かって努力する人を育むために、発達の段階に応じたキャリア教育を推進します。

(3) 豊かな人間性や道徳心をもった思いやりのある人を育みます

- ①幼少期のしつけや親子のコミュニケーション等を充実するために、教育の原点である家庭教育や幼児教育を支援します。
- ②豊かな人間性や社会性、的確な判断力をもつ人を育むために、人間関係づくりや道徳教育の一層の充実を図ります。

(4) 健やかでたくましく活力あふれる人を育みます

- ①生涯にわたってたくましく生きることができるよう、基本的な生活習慣の確立や運動に親しむ資質や能力の育成と体力の向上を図ります。
- ②子どもたちの健やかな体を育むために、「食の郷」でもある旭の特色を踏まえ、郷土の恵みの豊かさが実感できる食に関する指導を推進します。

(5) 学校、家庭、地域が一体となり、まち全体で子どもたちを守り育てる体制づくりを進めます

- ①子どもたちの学びや安全をサポートするために、保護者や地域の方々とともに、まち全体で子どもたちを守り育てる体制づくりを推進します。
- ②社会に積極的に関わりをもつことができる子どもたちを育むために、世代間・地域間の交流活動やスポーツ活動等の学びの機会を充実します。

